

- 1 能登半島地震を踏まえた修正（防災基本計画の修正を踏まえた修正）
- 2 火災予防条例の改正（大船渡市林野火災）を踏まえた修正
- 3 原子力災害対策指針の改正を踏まえた修正
- 4 令和7年度大雨災害等鹿児島県災害の検証を踏まえた修正

その他経年変化による用語の修正

1 能登半島地震を踏まえた修正

■背 景

令和6年1月1日16:10に発生した能登半島地震において、浄水場などの基幹施設等を中心に甚大な被害が発生したことで、復旧が長期化し、広い範囲で断水が発生したことや、避難生活や避難所運営における課題が発生したこと、避難者が避難所運営に積極的に参画した事例が見られたことを踏まえ、代替水源の確保や上下水道一体となった復旧、避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保・被災地における学びの確保等について修正

防災基本計画の修正を踏まえた修正

【インフラ・ライフラインの復旧迅速化、代替性の確保】

- ・水道事業者及び水道管理者は、発災後に迅速に復旧できるよう、水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなどの対応に努める旨の記述を追加
- ・市町村は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努める旨の記述を追加

◆第2章 災害予防計画

第5節 公共施設の災害防止対策（P 18）

第1 水道施設の災害防止

3 水道施設の応急復旧体制の整備

水道事業者及び水道管理者は、発災後に迅速に復旧できるよう、水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、対応に努めるものとする。

また、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。

4 代替水源の確保

地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努めるものとする。

【一般災害対策編】 第2章第5節 公共施設の災害防止対策

【震災対策編】 第2章第4節 //

【広報手段の確保】

デジタルに馴染みのない方や通信が途絶した場合の代替手段として、紙媒体での情報提供の仕組みの構築も検討する旨の記述を追加

◆第2章 災害予防計画

第10節 通信・広報体制（機器等）

第5 広報体制の整備（P31）

大規模な災害発生時に放送機関の協力のもとに、早期予防、避難に関する緊急情報をテレビ、ラジオを通じて町民に提供するとともに、緊急情報提供システム、Lアラート（災害情報共有システム）、インターネット（町ホームページ）や安心安全情報メールを効果的に活用する。

デジタルに馴染みのない方や通信が途絶した場合の代替手段として、紙媒体での情報提供の仕組みの構築も検討するものとする。

【一般災害対策編】 第2章第10節 通信・広報体制（機器等）

【震災対策編】 第2章第9節 //

【被災者支援の充実】

- ・県及び市町村は、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所等の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、物流拠点を設けるなど、体制の整備に努める旨の記述を追加
- ・市町村は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置づけられた避難所についてもあらかじめ情報を把握する旨の記述を追加

◆第2章 災害応急対策

第13節 避難体制

第1 避難所の指定・確保、安全性の点検

2 避難所の確保と整備（P 37）

(4) 避難所における備蓄等の推進

指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、非常用電源、常備薬、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。

また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

第2 避難体制の整備（P 39）

8 自宅療養者等の避難誘導

町は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置づけられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

【一般災害対策編】 第2章第13節 避難体制

【震災対策編】 第2章第12節 //

【防災DXの加速、被災者支援の充実（県）】

県及び市町村は、新物資システム（B-P L o）を活用し、施設ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握する旨の記述を追加

◆第2章 災害応急対策

第18節 その他の災害応急対策事前措置体制（P 5 3）

その他の災害応急対策事前措置体制について、整備を計画的に推進する。

なお、大規模な災害が発生した場合の被害等を想定し、孤立が想定されるなどの地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる物資について、あらかじめ備蓄するとともに、災害時における調達・輸送体制等を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくよう努めるものとする。

特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

また、町は、新物資システム（B-P L o）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。

さらに、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所等の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、物資拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。

この際、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うよう努めるものとする。

県は、大規模災害における避難生活に必要な物資について、備蓄現況を把握するため、市町村が推計した想定し得る最大規模の災害における想定避難者数に対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）と市町村により備蓄される量とを勘案し不足が懸念される物資や、市町村の区域を越えた利用が想定される物資を備蓄するよう努めるものとし、その備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。

【一般災害対策編】	第2章第18節	その他の災害応急対策事前措置体制
【震災対策編】	第2章第17節	〃

【自助・共助意識の醸成】

住民参加型での実践的な防災訓練やワークショップ等を通じ、災害発生時に自らがとるべき行動を学び、自助・共助意識の醸成を図る旨の記述を追加

◆第2章 災害予防計画

第20節 防災知識の普及・啓発（P61）

風水害等の災害に際して的確な行動がとれるよう、住民及び防災関係職員に対し、災害予防又は災害応急対策等に関し、防災知識の普及・啓発を推進する。

また、町は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、次のような取組を行い、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

・ 地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。

特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

・ 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

・ 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。

・ 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

・ 住民参加型での実践的な防災訓練やワークショップ等を通じ、災害発生時に自らがとるべき行動を学び、自助・共助意識の醸成を図る。

【一般災害対策編】第2章第20節 防災知識の普及・啓発

【震災対策編】第2章第18節

〃

【官民連携や人材育成の推進】

県及び市町村は、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努める旨の記述を追加

◆第2章 災害予防計画

第23節 防災ボランティアの育成強化（P70）

第2 防災ボランティア活動支援のための環境整備

1 町による環境整備

(1) 防災ボランティアへの参加の啓発と知識の普及

町は、住民に防災ボランティア活動への参加について啓発するとともに、防災ボランティア活動が安全かつ迅速（安全の確保を最優先としつつも迅速）に行われるよう必要な知識を普及する。

(2) 避難生活支援リーダー／サポーター等の育成・確保

町は、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。

【一般災害対策編】 第2章第23節 防災ボランティアの育成強化

【震災対策編】 第2章第21節

〃

【被災地における学びの確保】

児童生徒の学びの継続のために、被災地及び支援派遣等枠組み（D－E S T）を活用し、国（文部科学省）の職員や地方公共団体等が派遣する応援教職員、スクールカウンセラー等を受け入れる旨の記述を追加

◆第3章 災害応急対策

第28節 文教対策

第1 応急教育の実施（P 1 8 3）

6 応援教職員等の受入

被災地学び支援派遣等枠組み（D－E S T）を活用し、国〔文部科学省〕の職員や地方公共団体等が派遣する応援教職員、スクールカウンセラー等を受け入れるものとする。

【一般災害対策編】第3章第28節 文教対策

2 火災予防条例の改正（大船渡市林野火災）を踏まえた修正

【林野火災への対策】

新たに、市町村において林野火災注意報及び林野火災警報の発令が可能となった旨の記述を追加

◆第3章 災害応急対策

第7節 気象警報等の収集・伝達

第1 鹿児島地方気象台による気象警報等の発表（P 106）

3 火災気象通報及び火災警報の発表

(2) 火災警報

ア 火災警報の発表機関及び発表基準

火災警報は、町長が火災気象通報の伝達を受けたとき、又はその他によって気象状況を知ったとき、その地域の条件等を考慮して必要な地域について発表する。

空気が乾燥し、かつ、風の強いとき等で、火災の危険が予想されるとき町長が発表するものとし、発表基準は下記のとおりとする。

- ・ 実効湿度65%以下及び最小湿度が35%以下に下がる見込みのとき
- ・ 平均風速が12m以上の風が吹く見込みのとき

イ 林野火災注意報及び林野火災警報の発表機関及び発表基準

林野火災注意報は、市町村長が林野火災の予防上注意を要する気象状況になった際に発令する。

火災警報のうち林野火災警報は、市町村長が林野火災の予防上危険な気象状況になった際に発令する。

【林野火災注意報の発令指標の設定例】

以下の①又は②のいずれかの条件に該当する場合

① 前3日間の合計降水量が1mm以下 かつ 前30日間の合計降水量が30mm以下

② 前3日間の合計降水量が1mm以下 かつ 乾燥注意報が発表

【林野火災警報の発令指標の設定例】

林野火災注意報の発令指標に加え、強風注意報が発表されている場合

【一般災害対策編】第3章第7節 気象警報等の収集・伝達

3 原子力災害対策指針の改正を踏まえた修正

【屋内退避実施後の運用・屋内退避の解除】

① 【屋内退避実施後の運用】

- ・国は、屋内退避の継続の判断を、屋内退避実施後 3 日目を目安として行い、それ以降は日々行う旨の記述を追加
- ・国は、物資の不足等により生活の維持に困難を伴う場合等には、県、薩摩川内市及び関係周辺市町と緊密な連携を行いながら、屋内退避から避難への切替えを判断し、指示する旨の記述を追加
- ・生活の維持に最低限必要な住民等の一時的な外出や住民等の生活を支える民間事業者等の活動は、屋内退避中にも実施できる旨の記述を追加

② 【屋内退避の解除】

国は、原子力発電所の状態が安定して一定の要件を満たし、新たなプルームが到来する可能性がないこと及び既に放出されたプルームが滞留していないことが確認できれば、屋内退避の解除を行う旨の記述を追加

◆第4章 緊急事態応急対策

第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動

1. 屋内退避、避難収容等の防護活動の実施（P 7 1～7 2）

(10) 屋内退避実施後の運用

屋内退避は、物的な面や人的支援の面での生活の維持や、屋内にとどまること等による肉体的・精神的影響の観点から、長期にわたって継続することは難しいと考えられ、屋内退避の実施状況を踏まえて、その継続の可否を判断する。

国は、屋内退避の継続の判断を、屋内退避実施後 3 日目を目安として行い、それ以降は日々行うものとする。その際、物資の不足等により生活の維持に困難を伴う場合や、プルームが長時間又は断続的に到来し屋内退避場所への屋外大気の流れにより被ばく低減効果が失われた懸

念がある場合等には、国は県、薩摩川内市及び関係周辺市町と緊密な連携を行いながら、避難への切替えを判断し、指示する。なお、屋内退避から避難への切替えにより避難行動及び生活環境の変化等に伴う肉体的・精神的影響が生じるため、屋内退避を継続することを基本とし、避難への切替えを判断するに当たっては、生活の維持が困難であること等の判断は慎重に行うこととする。また、屋内退避の継続のためには、医療品等も含めた支援物資の供給及び医療等の人的支援の提供が重要となることに留意する。

屋内退避を実施している住民等に対しては、国は、原子力発電所の状態の見通しや緊急時モニタリングの結果等の必要な情報を絶えず積極的に提供するものとする。また、避難すべき区域でやむを得ず屋内退避を実施している住民等の放射線防護について留意する。

なお、屋内退避中は、被ばくを低減するために屋内にとどまることが原則であるが、生活の維持に最低限必要な住民等の一時的な外出や住民等の生活を支える民間事業者等の活動は、屋内退避という防護措置の一部をなすものであり、屋内退避中にも実施できるものである。

国は、原子力発電所の状態等に応じて、放射性物質が放出されるおそれが高いと判断した場合には、速やかに一時的な外出や活動を控えて屋内退避を徹底する旨の注意喚起を行うこととする。

(1) 屋内退避の解除

屋内退避は、主にプルームからの被ばくの低減を目的とする防護措置である。

このため、国は、原子力発電所の状態が安定して一定の要件を満たし、新たなプルームが到来する可能性がないこと及び既に放出されたプルームが滞留していないことが確認できれば、屋内退避の必要がなくなることから、屋内退避の解除を行う。

なお、その際、緊急時モニタリングの結果に応じて、O I L 1 又はO I L 2 を超える地域があれば、避難や一時移転等の防護措置を講ずることとなる。

【原子力災害対策編】第4章第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動

4 令和7年度大雨災害等鹿児島県災害の検証を踏まえた修正

【可搬型衛星通信設備（スターリンク）の配備】

県は、市町村の被災状況等の情報収集を行うリエゾン活動等における通信手段を確保するために配備したスターリンクを活用し、迅速で確実な災害初動対応の強化を図る旨を追記

◆第2章 災害予防計画

第10節 通信・広報体制（機器等）

第4 防災相互通信無線の整備（P 31）

町は、防災相互通信無線を活用し、災害発生時の災害現場等において、防災関係機関が相互に防災対策に関する通信が行えるよう、防災相互通信無線の整備に努める。

県は、災害時に大規模な通信障害が発生した状況下においても、市町村の被災状況等の情報収集を行うリエゾン活動等における通信手段を確保するため、県庁及び地域振興局・支庁等に可搬型衛星通信設備（スターリンク）を配備し、迅速で確実な災害初動対応の強化を図っており、また、災害発生時にスターリンクを円滑に活用できるよう、平時からの利用に努める。

【一般災害対策編】 第2章第10節 通信・広報体制（機器等）

【震災対策編】 第2章第9節

〃

【医療材料等の備蓄に係る啓発】

- ・イ項、(ア)項：県計画に整合 **追記**
- ・(イ)項：断水により、医療的ケアを要する方の医療材料等洗浄・再利用ができず、各家庭の備蓄分が不足した事例が生じたため、市町村が行う啓発の中に、日頃の備えとして「医療材料の備蓄」を**追記**

◆第2章 災害予防計画

第17節 医療救護体制

第1 緊急医療体制の整備

2 後方搬送体制の整備（P 51）

(3) 透析患者や在宅難病患者等への対応

イ 在宅難病患者・**長期療養児**等への対応

人工呼吸器を装着している在宅難病患者などは、病勢が不安定であるとともに専門医療を要することから、災害時には、医療施設などに救護する必要がある。

このため、平常時から保健所を通じて患者の把握を行うとともに、県、医療機関及び近隣市町等との連携により、災害時における在宅難病患者の搬送及び救護の体制を確立する。

(ア) 災害時要援護難病患者等全体に対する対応

a 災害時要援護難病患者等の把握及び台帳の整理

b 保健所内での検討及び関係機関、団体との連携及びネットワーク体制の確立

c 災害時のセルフケア能力を高めるための患者・家族への教育、啓発

(イ) 医療機器依存度の高い災害時要援護難病患者・長期療養児等への支援

a 予備電源の確保や医療材料等の備蓄等、日頃の備えについて啓発

b 近隣市町、医療機関等との連携による入院や受入先の確保の調整

【一般災害対策編】 第2章第17節 医療救護体制

【震災対策編】 第2章第16節 //

【文化財の災害への備え】

防火主体の対策から、火災、地震、大雨・台風などの災害から文化財を保護するため、県（教育委員会）が行う防災指導について、記述を修正・追記（黒字は現行計画継承）

◆第2章 災害予防計画

第18節 その他の災害応急対策事前措置体制

第6 文化財や文教施設に関する事前措置

1 文化財に関する事前措置（P 56）

(1) 火災に対する防災対策

町は、文化財の所有者又は管理者と協力して次のとおり防火管理の整備に努める。

ア 防火委員会の設置や火元責任者を定め、防火管理体制を整備する。

イ すべての指定建造物には、その総面積に応じた能力単位の数²の消火器又は簡易消火用器（水、バケツ、水槽等）を設置する。指定建造物に必要な能力単位²の数は、その面積を50m²で除して得た数以上になるように設置する。消火器を設置する場合は、その消火の対象に適した器種を選択する。

ウ 屋内消火栓、屋外消火栓、放水銃、スプリンクラー等を設置し、これらの設置については、常に整備を入念に行い、担当者を定めて定期的に点検を行う。

エ 消火進入道路、防火塀、防火帯、防火壁等の整備を図る。

オ 指定構造物の周囲では、喫煙、たき火等を禁止するなど火気の使用を制限する。
また、消火設備の設置や可燃物を撤去し、環境整備を行う。

カ 指定建造物の防火診断を定期的に実施し、火災危険の早期発見と改善を行う。

キ 防火管理計画等の策定や自衛消防隊を組織し、消防訓練を行う。

ク 文化財防火デー（1月26日）を設定し、防火意識の高揚を図る。

(2) 地震に対する防災対策

ア 指定構造物の耐震予備診断等を行い、補強の必要がある場合は、耐震補強を行う。

イ 免震装置を備えた展示台や支持具を用いて、展示品や美術工芸品等の転倒防止を行う。

ウ 収蔵品の落下を防止するため、収蔵棚に安全性・使いやすさ等を考慮したストッパー等を設ける。

エ 停電した場合に備えて、収蔵庫等に懐中電灯などの非常用照明器具を常備する。

(3) 大雨・台風に対する防災対策

ア ハザードマップ内に所在する展示品や美術工芸品等の把握を行い、災害リスクを事前に把握する。

イ 排水路の掃除を定期的に行い、浸水・冠水被害を防止する。

ウ 土砂災害及び浸水危険区域に所在する展示品や学術工芸品等を安全な場所に移動する。

エ 危険木伐採や植生管理を定期的に行い、樹木や土砂災害による文化財の毀損を防止する。

【一般災害対策編】 第2章第18節 その他の災害応急対策事前措置体制

【震災対策編】 第2章第17節 //

【県及び市町村間の災害時相互応援協定の改定に係る修正】

災害発生のおそれがある場合についても協定の対象となること及び、被災市町村が他の市町村への応援要請ができない場合に、県が他の市町村への応援要請を行うことを可能とする旨の記述を追記

◆第3章 災害応急対策

第4節 広域応援体制（P 9 4）

大災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災し、又は被災のおそれがあり、町及び各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

第3 県への応援要請（一般：P 9 5、震災：P 3 6）

明 示 事 項
(1) 災害の状況又は予想される被害の状況及び応援を必要とする理由
(2) 応援を必要とする職種別人員
(3) 応援を必要とする資機材、物資等の品名・数量等
(4) 応援を必要とする場所及び応援場所への経路
(5) 応援を必要とする期間
(6) その他必要な事項

【一般災害対策編】 第3章第4節 広域応援体制

【震災対策編】 第3章第4節 //

【避難所の生活環境の改善】

県が保有するトイレカーや水循環型シャワー、手洗い器等を活用し、避難所の生活環境の改善に努める旨の記述を追記

◆第3章 災害応急対策

第19節 避難所の運営

第2 避難所の運営管理（P 159）

4 良好な生活環境の保持

避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、避難生活の長期化が予想される場合、パーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、必要に応じ、仮設トイレや簡易トイレ、トイレカー等を設置し、より快適なトイレの使用に配慮するよう努めるとともに、水循環型シャワー等による入浴機会の確保に配慮するよう努めるものとする。

5 避難の長期化対応

避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、手洗い、入浴、洗濯等の生活に必要となる水や資機材等の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。

また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

【一般災害対策編】第3章第19節 避難所の運営